

第一級陸上特殊無線技士「法規」試験問題

法 規 1 2 問 } 3 時間
無線工学 2 4 問 }

解答は、答えとして正しいと判断したものを一つだけ選び、答案用紙の答欄に正しく記入（マーク）すること。

[1] 次の記述は、無線局（包括免許に係るものを除く。）の開設等について述べたものである。電波法（第 4 条、第 7 6 条及び第 1 1 0 条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の 1 から 4 までのうちから一つ選べ。

- ① 無線局を開設しようとする者は、総務大臣の免許を受けなければならない。ただし、 A 無線局で総務省令で定めるもの等、電波法第 4 条（無線局の開設）ただし書で規定する無線局については、この限りでない。
- ② 総務大臣は、免許人が不正な手段により①による無線局の免許を受けたときは、 B ことができる。
- ③ ①による免許がないのに、無線局を開設した者は、1 年以下の拘禁刑又は C に処する。

A	B	C
1 発射する電波が著しく微弱な	その免許を取り消す	1 0 0 万円以下の罰金
2 発射する電波が著しく微弱な	その無線局の運用の停止を命ずる	5 0 万円以下の罰金
3 小規模な	その無線局の運用の停止を命ずる	1 0 0 万円以下の罰金
4 小規模な	その免許を取り消す	5 0 万円以下の罰金

[2] 無線局の免許の有効期間及び再免許の申請の期間に関する次の記述のうち、電波法（第 1 3 条）、電波法施行規則（第 7 条）及び無線局免許手続規則（第 1 8 条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の 1 から 4 までのうちから一つ選べ。

- 1 免許の有効期間は、免許の日から起算して 1 0 年を超えない範囲内において総務省令で定める。ただし、再免許を妨げない。
- 2 特定実験試験局（総務大臣が公示する周波数、当該周波数の使用が可能な地域及び期間並びに空中線電力の範囲内で開設する実験試験局をいう。）の免許の有効期間は、当該周波数の使用が可能な期間とする。
- 3 固定局の免許の有効期間は、5 年とする。
- 4 再免許の申請は、固定局（免許の有効期間が 1 年以内であるものを除く。）にあっては免許の有効期間満了前 3 箇月以上 6 箇月を超えない期間において行わなければならない。

[3] 次の記述は、人工衛星局の条件について述べたものである。電波法（第 3 6 条の 2）及び電波法施行規則（第 3 2 条の 5）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の 1 から 4 までのうちから一つ選べ。

- ① 人工衛星局の無線設備は、遠隔操作により A することのできるものでなければならない。
- ② 人工衛星局は、その B を遠隔操作により変更することができるものでなければならない。ただし、総務省令で定める人工衛星局については、この限りでない。
- ③ ②の総務省令で定める人工衛星局は、 C に開設する人工衛星局以外の人工衛星局とする。

A	B	C
1 電波の発射を直ちに停止	発射する電波の周波数	非静止衛星
2 空中線電力を直ちに低下	無線設備の設置場所	非静止衛星
3 空中線電力を直ちに低下	発射する電波の周波数	対地静止衛星
4 電波の発射を直ちに停止	無線設備の設置場所	対地静止衛星

- [4] 「無給電中継装置」の定義に関する次の記述のうち、電波法施行規則（第2条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。
- 1 電源として太陽電池を使用して自動的に中継する装置をいう。
 - 2 受信装置のみによって電波の伝搬方向を変える中継装置をいう。
 - 3 送信機、受信機その他の電源を必要とする機器を使用しないで電波の伝搬方向を変える中継装置をいう。
 - 4 自動的に動作する無線設備であって、通常の状態においては技術操作を直接必要としないものをいう。
- [5] 次の記述は、高压電気（高周波若しくは交流の電圧300ボルト又は直流の電圧750ボルトを超える電気をいう。）に対する安全施設について述べたものである。電波法施行規則（第22条、第23条及び第25条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。
- ① 高压電気を使用する電動発電機、変圧器、ろ波器、整流器その他の機器は、外部より容易に触れることができないように、絶縁しゃへい体又は A の内に收容しなければならない。ただし、取扱者のほか出入できないように設備した場所に装置する場合は、この限りでない。
 - ② 送信設備の各単位装置相互間をつなぐ電線であって高压電気を通ずるものは、 B 若しくは丈夫な絶縁体又は A の内に收容しなければならない。ただし、取扱者のほか出入できないように設備した場所に装置する場合は、この限りでない。
 - ③ 送信設備の空中線、給電線又はカウンターポイズであって高压電気を通ずるものは、その高さが人の歩行その他起居する平面から C 以上のものでなければならない。ただし、次の(1)又は(2)の場合は、この限りでない。
(1) C に満たない高さの部分が、人体に容易に触れない構造である場合又は人体が容易に触れない位置にある場合
(2) 移動局であって、その移動体の構造上困難であり、かつ、無線従事者以外の者が出入しない場所にある場合
- | A | B | C |
|----------------|----|---------|
| 1 金属しゃへい体 | 外箱 | 2.5メートル |
| 2 接地された金属しゃへい体 | 線溝 | 2.5メートル |
| 3 接地された金属しゃへい体 | 外箱 | 2メートル |
| 4 金属しゃへい体 | 線溝 | 2メートル |
- [6] 無線従事者の免許証に関する次の記述のうち、無線従事者規則（第50条及び第51条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。
- 1 無線従事者は、免許の取消しの処分を受けたときは、その処分を受けた日から10日以内にその免許証を総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）に返納しなければならない。
 - 2 無線従事者は、免許証を失ったために免許証の再交付を受けようとするときは、無線従事者免許証再交付申請書に写真1枚を添えて総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）に提出しなければならない。
 - 3 無線従事者は、氏名に変更を生じたときに免許証の再交付を受けようとするときは、無線従事者免許証再交付申請書に免許証、写真1枚及び氏名の変更の事実を証する書類を添えて総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）に提出しなければならない。
 - 4 無線従事者は、免許証を失ったために免許証の再交付を受けた後失った免許証を発見したときは、1箇月以内に再交付を受けた免許証を総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）に返納しなければならない。
- [7] 次の事項のうち、自局の呼出しが他の既に行われている通信に混信を与える旨の通知を受けたときに無線局が執らなければならない措置に該当するものはどれか。無線局運用規則（第22条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。
- 1 10秒間を超えて電波を発射しないように注意しなければならない。
 - 2 空中線電力を低下して呼出しをしなければならない。
 - 3 直ちにその呼出しを中止しなければならない。
 - 4 その通知に対して直ちに応答しなければならない。

[8] 次の記述は、一般通信方法における無線通信の原則について述べたものである。無線局運用規則（第 1 0 条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の 1 から 4 までのうちから一つ選べ。

- ① 必要のない無線通信は、これを行ってはならない。
- ② 無線通信に使用する用語は、できる限り A 。
- ③ 無線通信を行うときは、自局の B 、その出所を明らかにしなければならない。
- ④ 無線通信は、正確に行うものとし、通信上の誤りを知ったときは、 C しなければならない。

A	B	C
1 簡潔でなければならない	電波の発射場所を付して	通報の送信終了後に一括して訂正
2 簡潔でなければならない	識別信号を付して	直ちに訂正
3 略語を使用しなければならない	電波の発射場所を付して	直ちに訂正
4 略語を使用しなければならない	識別信号を付して	通報の送信終了後に一括して訂正

[9] 次に掲げる処分のうち、無線従事者が電波法若しくは電波法に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したときに、総務大臣から受けることがある処分に該当するものはどれか。電波法（第 7 9 条）の規定に照らし、下の 1 から 4 までのうちから一つ選べ。

- 1 無線設備の操作の範囲を制限する処分
- 2 3 箇月以内の期間を定めて行うその業務に従事することを停止する処分
- 3 6 箇月以内の期間を定めて行うその業務に従事することを停止する処分
- 4 無線従事者が従事する無線局の運用許容時間、周波数若しくは空中線電力を制限する処分

[10] 次の事項のうち、無線設備が電波法第 3 章（無線設備）に定める技術基準に適合していないと認めるときに、総務大臣が当該無線設備を使用する無線局（登録局を除く。）の免許人に対して行うことができる処分に該当するものはどれか。電波法（第 7 1 条の 5）の規定に照らし、下の 1 から 4 までのうちから一つ選べ。

- 1 無線局の免許を取り消すことができる。
- 2 当該無線設備の使用を禁止することができる。
- 3 臨時に電波の発射の停止を命ずることができる。
- 4 技術基準に適合するように当該無線設備の修理その他の必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

[11] 次の記述は、非常の場合の無線通信等について述べたものである。電波法（第 7 4 条及び第 7 4 条の 2）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の 1 から 4 までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 総務大臣は、地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、人命の救助、災害の救援、 A の確保又は秩序の維持のために必要な通信を B に行わせることができる。
- ② 総務大臣が①により B に通信を行わせたときは、国は、その通信に要した実費を弁償しなければならない。
- ③ 総務大臣は、①の通信の円滑な実施を確保するため必要な体制を整備するため、非常の場合における C 、通信訓練の実施その他の必要な措置を講じておかななければならない。
- ④ 総務大臣は、③の措置を講じようとするときは、免許人等（注）の協力を求めることができる。
注 免許人又は登録人をいう。

A	B	C
1 交通通信	無線局	通信計画の作成
2 交通通信	電気通信事業者	通信設備の整備
3 重要無線通信	電気通信事業者	通信計画の作成
4 重要無線通信	無線局	通信設備の整備

[12] 次の記述は、無線局検査結果通知書等について述べたものである。電波法施行規則（第39条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。以下②及び③において同じ。）は、電波法第10条（落成後の検査）第1項、第18条（変更検査）第1項又は第73条（検査）第1項本文、同項ただし書、第5項若しくは第6項の規定による検査を行い又はその職員に行わせたとき（電波法第10条第2項、第18条第2項又は第73条第4項の規定により検査の一部を省略したときを含む。）は、当該 A に関する事項を電波法施行規則別表第4号に定める様式の無線局検査結果通知書により免許人等（注）又は予備免許を受けた者に通知するものとする。
- 注 免許人又は登録人をいう。以下③において同じ。
- ② 総務大臣又は総合通信局長は、電波法第73条（検査）第3項の規定により検査を省略したときは、その旨を電波法施行規則別表第4号の2に定める様式の無線局検査省略通知書により免許人に通知するものとする。
- ③ 免許人等は、 A について総務大臣又は総合通信局長から B をしたときは、 C その措置の内容を総務大臣又は総合通信局長に報告しなければならない。

A	B	C
1 検査を実施した無線設備の測定結果	指示を受け相当な措置	遅滞なく
2 検査の結果	勧告を受けて無線設備の修理又は無線設備の取替えの措置	遅滞なく
3 検査の結果	指示を受け相当な措置	速やかに
4 検査を実施した無線設備の測定結果	勧告を受けて無線設備の修理又は無線設備の取替えの措置	速やかに